

高千穂町告示第90号

令和5年第4回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年10月11日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和5年12月11日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員

田中 義了議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

坂本 弘明議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

富高 友子議員

佐藤 定信議員

令和5年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和5年12月11日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和5年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第65号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第66号 高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第67号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第68号 高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第69号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第70号 四季見原すこやか森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第71号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第12 議案第72号 高千穂町小水力発電所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第73号 高千穂町特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第74号 高千穂町小水力発電事業基金条例の制定について
- 日程第15 議案第75号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第76号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第77号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第78号 令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第79号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第80号 令和5年度高千穂町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第81号 令和5年度高千穂町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第82号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第83号 団体営農村地域防災減災事業の施行について
- 日程第24 議案第84号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について

- 日程第25 議案第85号 工事請負契約の締結について
日程第26 議案第86号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 議案第65号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第66号 高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第67号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第68号 高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第69号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10 議案第70号 四季見原すこやか森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正について
日程第11 議案第71号 高千穂町下水道条例の一部改正について
日程第12 議案第72号 高千穂町小水力発電所の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第13 議案第73号 高千穂町特別会計設置条例の一部改正について
日程第14 議案第74号 高千穂町小水力発電事業基金条例の制定について
日程第15 議案第75号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第4号）
日程第16 議案第76号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第77号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第78号 令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）
日程第19 議案第79号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第20 議案第80号 令和5年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第21 議案第81号 令和5年度高千穂町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第82号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
日程第23 議案第83号 団体営農村地域防災減災事業の施行について
日程第24 議案第84号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
日程第25 議案第85号 工事請負契約の締結について
日程第26 議案第86号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について

出席議員（13名）

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文	書記 興梶 貴
----------	---------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 有藤 寿満
財政課長 …………… 興梶 貴俊	総合政策課長 …………… 戸高 雄司
税務課長 …………… 谷川 保孝	町民生活課長 …………… 甲斐 利一
企画観光課長 …………… 安在 浩	福祉保険課長 …………… 霜見 勉
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	佐藤 峰史
農地整備課長 …………… 江藤 武憲	建設課長 …………… 甲斐 徹
会計管理者 …………… 伊藤 徳子	病院事務長 …………… 綾 浩樹
保健福祉総合センター所長 ……………	興梶 晶彦
上下水道課長 …………… 湯川 哲	
教育委員会次長兼教育総務課長 ……………	林 謙一
監査委員 …………… 中尾 清美	

午前10時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから、令和5年第4回高千穂町議会定例会を開会します。
これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号3番、佐藤さつき議員、議席番号5番、板倉哲男議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの12日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの12日間と決定しました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期日程表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査及び地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から、委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付したとおり、議長において議員を派遣しましたので報告します。

続いて、請願陳情の処理報告を行います。

本日までに受理しました陳情3件につきましては、文書表のとおり処理することとしましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日は議員の皆様におかれましては何かとお忙しい中に、令和5年高千穂町議会第4回定例会に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、先週は坂本議長、本願副議長にも御同行いただき、姉妹都市であります台湾の花蓮市を訪問させていただきました。台湾との交流を約34年間にわたり続けておられます、日華親善協会の皆様方が訪問されるということで、その日程に合わせ高千穂町として、また、高千穂町議会としても行動を共にさせていただき、魏嘉賢新市長をはじめ、花蓮市の皆様方に大歓迎をいただきました。その模様は現地の新聞やテレビ・ニュースで取り上げていただき、現地の多くの皆様方に花蓮市と高千穂町の友好関係を改めて認識いただいたものと存じます。また、台北市では以前、台北駐福岡経済文化弁事処に勤務され、高千穂町をよく御理解いただいております、台湾外交部の皆様方とも懇親を深め、花蓮市と高千穂町とのさらなる交流促進、また、本町を含め、宮崎県への観光誘客に向けてさらに意思疎通を図っていくことを確認するなど、成果の多い訪問であったと存じます。

来年は、姉妹都市盟約締結の5周年の年に当たり、新たに就任された魏嘉賢市長も本町訪問を切望されておりましたので、訪問団来訪の際には高千穂町、高千穂町議会、日華親善協会を挙げて歓迎をしたいと考えております。議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、九州中央自動車道についてでございますが、11月3日に五ヶ瀬町Gドームにて、蘇陽五ヶ瀬道路のうち、宮崎県側区間3.9キロ区間について着工式が執り行われました。本町内では、9月13日に上押方の嶽宮神社近くの坑口で、仮称、童里トンネルの安全祈願祭が行われ、掘削が開始されておりますが、新たな区間の着工は今後の整備促進、また、整備要望活動にも弾みがつくものと考えております。

11月29日には、西臼杵3町長をはじめ、民間期成会の皆様方とともに九州中央整備局を訪ね、道路局長に進捗に対するお礼と合わせ、さらなる整備促進についてもお願いをするなど、西臼杵の声をお伝えしたところでございます。今後も事業化区間に対する予算額の確保、また、未事業化区間である平底・蔵田間の早期計画段階評価着手等について、官民一体となった要望活動

を展開してまいります。

さて、本町は夜神楽のシーズンに入っておりますが、一昨日から昨日にかけ、私自身も神楽保存会に属する集落でも、夜神楽が奉納されました。実感としましては、コロナ禍前の状況に近いお客様が夜神楽を鑑賞するため、神楽宿に来られている印象でございました。地区によっては再び夜神楽の実施に至っていないところもあるようでございます。地域ごとの様々な事情もあることと存じます。ユネスコ無形文化遺産の登録に向け、町としてもその貴重で誇らしい神楽の文化の継承に向けて今後の支援の在り方を考えてまいりたいと存じます。

それでは、当面する町政につきまして、御報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。御承知のとおり、国はワクチン接種の特例臨時接種の期間を令和6年3月末まで延長し、5歳以上の全ての人を対象に、令和5年の秋冬に1回接種を実施するとしました。それに加えて、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者と基礎疾患のある方、医療及び介護従事者等は5月から8月までに春夏接種を追加接種とし、本町では保健センターでの集団接種と、対象者のかかりつけ医療機関で実施しております。

春夏接種の実施状況は、9月中旬までに対象者約5,100人のうち、3,133人、61.4%の接種があり、そのうち高齢者が2,654人、53.9%となりました。また、接種者のうち、保健センターでの集団接種が2,026人、64.7%、かかりつけ医療機関での個別接種が1,107人、35.3%となっております。

9月20日から開始しております秋冬接種は、対象者が1万1,001人で、12月1日現在の接種済み者が3,585人、32.6%、うち高齢者が2,500人、50.0%、保健センターでの集団接種が3,160人、88.1%、個別接種が425人、11.9%となっております。

現在の予約状況では、保健センターでの集団接種は12月25日までで終了し、年明けから3月末までは個別接種のみで対応する予定としております。

次に、商品券事業についてであります。昨年に引き続き、町民の皆様と町内商工業者の支援を目的に、「支え合おう高千穂！全力応援商品券」お一人当たり5,000円分を10月2日から全町民の皆様へ郵送で配付いたしました。利用期間は12月31日までとなっております。利用忘れのないよう、期限の周知を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、売上げの落ち込む町内小規模事業者の支援及び地域経済の活性化を目的に、高千穂町商工会からプレミアム率20%の商品券が販売されております。1セット1万2,000円分を1万円で1世帯4セットまでとし、11月28日から12月3日までのうちの5日間、町内5か所で6,000セット中、4,888セットが販売され、残り1,112セットは、12月9日より町内各商店会において販売されております。

す。

なお、利用期間は令和6年5月31日までとなっております。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金のうち、低所得世帯支援枠を活用した、住民税非課税世帯に対する、1世帯当たり3万円の給付金についてであります。給付条件に該当する世帯に対し、8月15日より確認書を発送し、口座の分かる世帯につきましては、9月4日までにプッシュ式で振込みを完了しております。また、確認書により内容の確認ができた世帯へも順次振込みを行っており、11月末現在1,578世帯、98%に振込みを完了しており、年内には、受給を希望される全世帯に給付が完了するよう対応してまいります。また、国は、デフレ脱却のための総合経済対策として、住民税非課税世帯を対象に1世帯7万円を給付する、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や、それぞれの自治体で取り組む、重点支援地方交付金などの事業を決定し、先日その給付条件や交付金額が示されました。現在、本町で取り組みたい支援対策などについて検討を行っておりますが、今議会開会中には詳細を取りまとめ、補正予算の追加議案を含め、議会の皆様へ協議を行わせていただき、早急な対応を行ってまいりたいと存じます。

併せて、現在報道されております所得税・住民税減税に関することについての詳しい情報はございませんが、減税額などの詳細を盛り込んだ税制改正関連法案を来年1月に召集される通常国会に提出し、3月末までに成立させたいとの考えのようであります。

次に、高千穂中学校移転新築検討委員会の進捗状況についてであります。建物や設備の老朽化により、教育内容の変化や充実への対応が難しくなっていることや、現在の場所が急傾斜地警戒区域内にあることなどから、早急な移転、建替えが必要と考えております。高千穂中学校につきまして、総合的かつ計画的な検討を行っていただくため、高千穂中学校移転新築検討委員会を設置させていただきました。議会からも板倉哲男議員、佐藤さつき議員に委員として御就任いただき、移転先用地の選定に関することや基本計画に関することなどについて、調査研究を行っていただき、来年2月末までに基本計画を策定し、御報告いただくことになっております。

これまで、10月4日の第1回検討委員会におきまして、地域の皆様や関係者の皆様から意見を頂いた候補地、高千穂温泉跡地・高千穂小学校隣接地・総合公園内・折原グラウンド・上野小中学校校舎の活用の5か所の内容確認や現地調査を行っていただき、10月23日の第2回検討委員会において、詳細な立地環境や通学環境、コスト面、その他の項目等を比較検討していただきました。その内容をそれぞれの団体へ持ち帰り、それぞれ御意見を取りまとめたいただき、11月22日の第3回検討委員会において、移転先候補地として最もふさわしい場所は、高千穂温泉跡地であると選定していただきました。

今後は、これまでに頂きました御意見を尊重させていただきながら、慎重かつ迅速に決定し、

施設整備に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、上野中学校の閉校について御報告いたします。

高千穂町立上野中学校は、昭和22年5月に、上野村立上野中学校として創立以来、76年の歴史を刻み、「ふるさとに誇りを持ち、生きる力を身につけた児童生徒の育成」を教育目標に、地域に信頼される学校づくりが行われてきました。また、平成19年度からは小・中学校が併置校となり、小・中と9年間を通した児童生徒の育成や小中合同行事の開催、伝統芸能の継承など、特色ある学校づくりが展開されてまいりました。中学校の生徒数につきましては、450名を超える時期もありましたが、人口減少や少子化の影響もあり、現在は22名となっております。また、部活動数の減少に伴い、希望する部活動のある高千穂中学校への入学者も多く見られるようになりました。このような中、学校・保護者・地域住民による、今後の上野中の在り方についての検討会が、ここ2年ほど継続的に行われてきましたが、本年7月20日の、上野中学校の今後についての地区説明会の場において、上野中学校を閉校すること、また、閉校する時期は令和6年度末とすることで、地域や保護者の意見がまとまったという御報告を受けました。この報告に至るまでの経緯や関係者の皆様の思いを重く受け止め、尊重させていただき、また、教育委員会の御意見も踏まえた上で、令和7年3月31日をもって閉校することといたしました。

閉校後は、高千穂中学校へ通学することになりますが、これからも保護者や生徒に寄り添い、先に閉校した岩戸中学校や田原中学校の事例も参考にしながら、適切に進めてまいります。

次に、特裁米の栽培及び学校給食への使用についてであります。学校給食で使用する特裁米の栽培につきましては、高千穂川登棚田塾の21戸で、3ヘクタールを作付けされ、1年間で必要な量の13トンに対し、十分な量が確保できたとのことでありますので、予定どおり3学期1月から使用できるよう進めてまいります。

学校給食での特裁米の使用は、より安全・安心な地元のお米を提供することで、子供たちの成長を支えていくとともに、学校教育の場で本町の農業の魅力を学び、味わう食育を進めてまいります。また、これらの取組は、地産地消による地域の活性化や農産物のブランド化、環境への負荷軽減などにもつながり、世界農業遺産やユネスコエコパークといった世界的な評価を受ける本町において、安全・安心な食材で子育てができる環境づくりは移住・定住の促進にもつながるものと考えております。また一方では、この給食食材の取組が、「現行の慣行農法を否定するもののように受け取られないかが懸念される」との御意見も頂いておりますが、そのような否定をする考えは全くございませんし、ネオニコチノイド系農薬など、将来的な健康被害が指摘され始めた物質は、公の教育を実施する学校現場において、可能な限り子供たちから遠ざけたいということが今回の取組の狙いでございます。

本町の基幹産業である農業をこれまで支え続けてきた慣行農業のノウハウは貴重な財産であり、

地域の特性に合わせた栽培技術は、これまでどおり継承していく必要があると考えております。

次に、第64回宮崎県畜産共進会についてであります。10月5日に肉用種牛の部が小林地域家畜市場で、10月24日に肉牛枝肉の部が株式会社ミヤチク高崎工場で開催されました。この共進会は、宮崎県の畜産の祭典で、県内各地域から選抜された優秀な雌雄牛が出品され、その体系や品格の良さ・肉質を競い、畜産技術の向上などと併せて、一般消費者の畜産に対する理解を深めていただくことを目的に開催されており、多くの県民の皆様にご来場いただいております。肉用種牛の部では、JA高千穂地区管内より代表牛8頭が出品され、うち7頭は高千穂町からの出品であり、美しさや体積などの審査が行われました。当地区からの出場牛は第2類・第3類で優等首席を受賞するなど高い評価を頂き、JA高千穂地区が見事団体優勝に輝きました。

肉牛枝肉の部では、JA高千穂地区管内より代表牛5頭が出品され、惜しくも入賞はありませんでしたが、いずれも「A5の11番」と「A5の12番」というすばらしい肉質でありました。

今回の出品者には若手も多く、牛への熱い思いとともに、先人たちから受け継いできた繁殖や飼養管理の技術がこれからも承継されることで、さらなる活躍を期待しております。

今後も引き続き、関係機関と連携し畜産の振興を図ってまいりたいと存じます。

次に、西臼杵3公立病院の統合再編についてであります。高千穂町議会第3回定例会の、公立病院の広域医療等に関する特別委員会におきまして、経営統合後の財政負担に係る協議の状況等につきまして御報告し、御意見を頂いたところでございます。

また、日之影町及び五ヶ瀬町議会におきましても同様の御説明を差し上げ、御意見を頂きました。

今議会におきましては、これらの御意見等を踏まえ、西臼杵広域行政事務組合が共同処理する事務に、病院の設置、管理及び運営に関することを加え、病院事業に係る3町の費用負担割合等について定める改正「西臼杵広域行政事務組合同規約の変更について」御提案をさせていただいておりますので、御審議を頂き、御承認いただきますようお願い申し上げます。

次にイベント関係についてであります。9月30日に開催しました、第40回正調刈干切唄全国大会につきましては、遠くは京都府からの出場者を含む159名の方々に自慢の喉を御披露いただきました。今大会は、予選から決勝までを1日で行いましたが、出場者の皆様は、刈干切唄発祥の地である高千穂町での開催を大変喜んでおられました。

次に、11月10日から15日にかけてコミュニティセンターで、本町では5年ぶりとなる、旅する美術館が開催され、6日間で415名の方に御来場いただきました。会場には、県立美術館の収蔵作品の中から厳選された、ピカソやマティスの名品や瑛久をはじめ、宮崎県を代表する郷土作家の作品20点が展示され、本物の作品のみが持つ魅力を存分に御堪能いただきました。

次に、11月11日に武道館で第31回町民のつどいを4年ぶりに開催し、約500名の方々

に御参加をいただきました。当日は、「高千穂のまちづくりと生涯学習～いきいき活動ひろがる学習～うるおいとやすらぎ生きがいのあるまちづくりをめざして」をテーマに、町民の皆様や関係者が一堂に集い、元NHKキャスターの久田直子氏による講演や各種団体による活動発表などを通じて、活力のある住みよいまちづくり、生きがいのあるまちづくりへの機運を高める場となったところでございます。

次に、11月24日から26日にかけて、たかちほハートフル作品展を武道館で開催し、町内の幼児から高齢者までの個人や団体から1,370点の作品が出品されました。また、文化芸能発表会の映像の上映や神都高千穂観光大使の五十川満氏の写真展も同時開催し、3日間で770名の方々が来場され、「毎年、作品展が楽しみです」や、「一生懸命作られた作品の数々に元気をもらいました」などの感想を頂いております。

次に、11月25日にホテル高千穂で、第4回全国未成線・廃線サミット in 高千穂が開催され、156名の方々に御参加いただきました。

サミットでは、5名の方の活動事例発表及びトークイベントとして、俳優でタレントの六角精児さんと、フリーアナウンサーの田代剛さんにより「鉄道遺産からの挑戦」をテーマに熱くディスカッションしていただき、私も発言の機会を頂きました。

翌26日には、エクスカージョン体験型見学会としまして、70名の方々に、トンネルの駅・高千穂峡・あまてらす鉄道など、各施設の見学や乗車体験等をしていただき、高千穂の魅力を十分に満喫してお帰りいただいたところであります。

次に、今後の予定であります、1月4日に管理センターで高千穂町二十歳の記念式典を、1月5日に総合公園で高千穂町消防出初式を、2月11日に第39回神話の高千穂建国祭りを計画しており、4年ぶりにパレードも開催したいと考えております。

次に、災害復旧事業の発注状況等についてであります、令和4年度に発生しました台風14号災害につきまして、建設課所管では、115か所、査定決定額17億521万7,000円のうち、これまでに緊急性の高い道路を優先して83か所6億707万円、今年度予算の96%を発注しており、そのうち40か所は完成しておりますが、河川や規模の大きい箇所は施工中であります。

農地整備課所管では、216か所、査定決定額8億6,378万6,000円のうち、これまでに緊急性の高い57か所2億3,191万5,000円を発注しており、12か所が完成しております。今後、発注を予定している箇所もありますが、建設業者の受注件数も多くなっており、情報を共有しながら適切な時期での発注を行ってまいります。

自力復旧につきましては、これまで130か所が完成しており、その他の箇所につきましてもほとんどが施工中であります。

農林振興課所管の林道では、22か所、査定決定額1億5,643万2,000円のうち、これまでに全箇所を発注し、19か所が完成しております。

次に、令和5年6月30日から7月3日にかけての梅雨前線豪雨災害につきまして、建設課所管では9月末に実施されました災害査定に、道路3か所、河川2か所を申請し、1408万7,000円の査定決定を受けたところであります。

農地整備課所管では、10月下旬までに実施されました災害査定に、農地9か所、農業用施設9か所を申請し、4,479万6,000円の査定決定を受けたところであり、9か所約90万円を自力復旧で対応することにしております。

農林振興課所管では、10月2日に実施されました災害査定に、林道2路線3か所を申請し、887万3,000円の査定決定を受け、現在、工事発注まで済ませております。

次に、8月7日から10日にかけての台風6号による災害につきまして、建設課所管では11月6日から実施されました災害査定に、道路14か所、河川1か所を申請し、8,157万8,000円の査定決定を受けたところであります。

農地整備課所管では、11月中旬までに実施されました災害査定に、農地8か所、農業用施設14か所を申請し、5,385万9,000円の査定決定を受けたところであり、5か所約70万円分を自力復旧で対応することにしております。

農林振興課所管では、今週実施されます災害査定に、林道4路線4か所、2,350万円を申請することにしております。

これからも、住民の皆さまや建設業者、県関係機関と協議を重ねながら、適切な時期での発注と早期復旧に、職員一丸となって努めてまいります。

最後に、来年度の予算編成方針につきまして御報告をいたします。

まず、国の予算編成の方向性ではありますが、令和6年度予算の概算要求の基本的な方針として、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除しつつ予算の中身を大胆に重点化していく方針としています。また、地方財政につきましては、総務省概算要求において、新経済・財政再生計画等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が令和5年度地方財政計画を下回らないように実質的に同水準を確保することとし、地方交付税については本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保し、出口ベースでは18.6兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを要求していることから、今後の予算編成の動向を注視していく必要があります。

続きまして、宮崎県の予算編成の方針ですが、デジタル化や脱炭素化等大きな変化を求められる中、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に的確に対応するとともに、県民生活と地域経済の早期再生、将来を見

据えた成長力の創出に向けて積極的な展開を図ることとしています。

その中で、新年度重点施策として2年目となる総合計画アクションプランを示しており、3つの日本一挑戦プロジェクトの本格展開として①未来を担う子供たちの育成のための「子供・若者プロジェクト」②再造林推進、循環型農林水産業の推進のための「グリーン成長プロジェクト」③地域経済への波及効果の高いスポーツ大会、スポーツツーリズムの推進などの「スポーツ観光プロジェクト」を掲げております。

また、宮崎再生の着実な推進と次なる成長活力の創出として、①物価高騰対策、中小企業支援などの県民生活・経済活動の早期回復への取組②国内外への戦略的な観光誘客、陸海空の物流ネットワーク構築などのさらなる交流拡大・活性化③U I J ターン促進、デジタル人材育成、DX化推進などの人口減少対応と新たな時代に即した産業づくりを掲げております。

町としましては、県の事業について十分に情報を把握し、県や関係機関と緊密に連携を取りながら、本町の事業を効果的に実施していく必要があると考えております。

さて、本町の財政状況でございますが、令和4年度一般会計決算では、自主財源が歳入総額の24.5%、前年度比4.6%増となりましたが、これは基金繰入等の増が主な理由であります。また、依存財源で歳入総額の42.5%を占める地方交付税につきましては、令和6年度予算の総務省の概算要求額では、前年度比約1.1%増となっておりますが、算定の基礎となる人口の減少や、頻発する大規模災害への費用増加が地方への配分に影響することも危惧されます。町債につきましては、年度末残高が64億8,000万円とやや減少している一方、財政調整基金等の一般会計の基金保有額は、令和4年度末で約35億円と前年度に比べやや増加しましたが、昨年の台風14号及び、本年度の梅雨前線豪雨、台風等による災害対策費用も多額に上っており、本年度中の財政調整基金取崩しが拡大する見込みであることから、引き続き慎重な財政運営に努める必要があります。

歳出におきましては、第6次高千穂町総合長期計画に沿って

- ①農林畜産業、商工観光業の振興等、地域の資源を生かした活力あるまちづくり。
- ②医療、福祉、社会保障制度の充実による健やかに暮らせる支え合いのまちづくり。
- ③学校教育、社会教育、文化・スポーツの振興による豊かな人間性を育むまちづくり。
- ④交通網整備、環境保全、防災体制の整備等、安全かつ快適な暮らしやすいまちづくり。

⑤健全な財政運営、効率的な行政運営の推進など、町民と行政の共同による持続可能なまちづくりに取り組むこととしていますが、人口減少、少子高齢化対策、農林水産業・商工業の振興施策、インフラの老朽化対策、行政のデジタル化、地域医療体制の確保、教育環境の整備等、山積する課題に対し、起債や基金の取崩しに頼りすぎることなく、限られた財源を有効に活用し、活気にあふれた「もっと元気な高千穂町」づくりに向け、全職員の知恵と工夫による効率的かつ効

果的な予算編成に取り組む所存であります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 議案第65号

日程第6. 議案第66号

日程第7. 議案第67号

日程第8. 議案第68号

日程第9. 議案第69号

日程第10. 議案第70号

日程第11. 議案第71号

日程第12. 議案第72号

日程第13. 議案第73号

日程第14. 議案第74号

日程第15. 議案第75号

日程第16. 議案第76号

日程第17. 議案第77号

日程第18. 議案第78号

日程第19. 議案第79号

日程第20. 議案第80号

日程第21. 議案第81号

日程第22. 議案第82号

日程第23. 議案第83号

日程第24. 議案第84号

日程第25. 議案第85号

日程第26. 議案第86号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第5、議案第65号から日程第26、議案第86号までの
条例議案10件、補正予算議案8件、その他議案4件の町長提出議案22件を一括議題として提
案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は、条例議案10件、補正予算議案8件、人事議案1件、その他議案3件

の合計22件であります。

初めに、議案第65号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正は、令和5年度の人事院勧告に基づく改正であり、月例給において、民間給与との格差を解消するため、若年層に重点を置き、行政職の給料月額を高卒初任給で7.8%、大卒初任給で5.9%、平均1.1%の引き上げ及び期末・勤勉手当の合計年間支給月数を、職員で0.1月、再任用職員で0.05月の引き上げが示されましたので、勧告どおり改正するものであります。

次に、議案第66号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について及び議案第67号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、一括して御説明いたします。

この2件の改正につきましても、令和5年度の人事院勧告に基づく期末手当の改正であり、年間の支給月数を0.15月引き上げるものであります。

次に、議案第68号高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。これまで、高千穂町会計年度任用職員に対し、高千穂町職員の給与に関する条例を準用し、期末手当を支給しておりますが、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、高千穂町会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するための改正であります。

また、職員の育児休業等に関する条例につきましては、育児休業をしている職員の期末手当等の支給について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。今回の改正は、子育て世帯の経済的負担の軽減と次世代への育成支援として、産前産後期間の国民健康保険税を減額するものであります。内容につきましては、国民健康保険税のうち、出産する被保険者の所得割額と均等割額を、出産月の前月から出産月の翌翌月までの4カ月相当分を減額するものであります。また、双子などの多胎妊娠の場合、出産月の3カ月前から6カ月相当分を減額するものであります。

次に、議案第70号四季見原すこやかの森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正についてであります。今回の改正は、今年10月に四季見原すこやかの森キャンプ場の新たな魅力づくりのため、バレルサウナを導入しておりますが、本条例の別表を改正し、その使用料について規定するものであります。

次に、議案第71号高千穂町下水道条例の一部改正についてであります。今回の改正は、宅内排水設備指定工事店に専属する排水設備工事責任技術者の登録について、その有効期間を指定工事店の期間と同じ5年とするほか、条文の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第72号から議案第74号につきましては、令和元年度より畑中地区で進めております、小水力発電施設整備工事に関するものであります。

まず、議案第72号高千穂町小水力発電所の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。令和6年度より本施設の稼働を開始するに当たり、その名称を、高千穂町畑中小水力発電所とし、設置目的、業務内容、管理及び運営等について、新たに本条例を制定するものであります。

次に、議案第73号高千穂町特別会計設置条例の一部改正についてであります。畑中小水力発電所の設置に伴い、事業の円滑な運営とその経理の適正化を図るため、本条例に、高千穂町小水力発電事業特別会計を追加するものであります。

次に、議案第74号高千穂町小水力発電事業基金条例の制定についてであります。本事業の円滑な運営等の財源に充てるため、基金の設置目的、積立、管理、運用益金の処理、処分等についての規定を設け、施設の将来的な更新や維持補修、災害復旧及びその他の経費に充てるため、新たに本条例を制定するものであります。

次に、議案第75号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第4号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に2億4,548万9,000円を追加し、補正後の額を109億7,569万5,000円とするものであります。

歳出の主なものとしては、人事院勧告に伴う職員や会計年度任用職員の人件費の増のほか、総務費で光ケーブル維持管理費、民生費で障害福祉サービス費、子ども医療費助成事業、農林水産業費で農地災害復旧工事、県営中山間地域総合整備事業、商工費で観光マスタープラン推進事業、土木費で河川災害復旧事業、消防費で防火水槽建設工事、教育費で学校保健衛生費コロナ対策、災害復旧費で7月3日の梅雨前線豪雨及び8月10日の台風6号による町道の災害復旧工事費となっております。

歳入は、国庫支出金、県支出金、財政調整基金繰入金、地方創生基金繰入金、地方債を計上しております。

次に、議案第76号から議案第82号までの各特別会計及び各公営企業会計補正予算につきましては、人事院勧告に伴う人件費及び経費の増などの補正が主なものであります。

次に、議案第83号団体営農村地域防災減災事業の施行についてであります。令和6年度新規採択事業として、団体営農村地域防災減災事業上西地区農業用排水施設整備を実施することについて、法の定めに基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第84号西臼杵広域行政事務組合規約の変更についてであります。今回の変更は、西臼杵3公立病院において、長期的に医療を提供し続けるため、医療機能の再編を行い、持続可能な医療提供体制の構築と、一部事務組合による経営統合を早期に実現するため、準備を進めて

まいりましたが、当初の予定どおり令和6年4月より経営統合を行うため、組合規約中の共同処理する事務及び費用の分担等について、所要の変更を行うものであります。

次に、議案第85号工事請負契約の締結についてであります。本議案は、令和5年度過年発生林道施設災害復旧事業、台風14号によるものですけれども、その他、尾狩線1号箇所災害復旧工事の契約締結に伴います議案であり、入札執行後、落札者と仮契約を交わしましたので、法の定めに基づき、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第86号高千穂町教育委員会委員の任命同意についてであります。委員4名のうち、佐藤幸男氏が、令和5年12月15日をもって任期満了になられます。

佐藤氏には、引き続き御尽力を賜りたいと存じますので、法の定めに基づき、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和5年12月16日から、令和9年12月15日までの4年間であり、経歴等につきましては、記載のとおりであります。

以上、提案理由であります。詳細につきましては、人事議案を除き、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

ここで11時5分まで休憩します。

午前10時54分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、議案第65号から第68号及び第84号について、総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） おはようございます。総務課所管議案5件につきまして御説明いたします。

1、条例議案集の3ページを御覧ください。

初めに、議案第65号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づく改正であり、月例給において民間給与との格差0.96%、3,869円を解消するため、若年層に重点を置き、行政職では給料月額を高卒初任給で7.8%、1万2,000円、大卒初任給で5.9%、1万1,000円、平均改定率1.1%の引上げとなっております。

また、期末手当について、年間の支給月数を職員で2.4月から2.45月へ0.05月の引上

げ、定年前再任用短時間勤務職員、以前の再任用職員ですが1.35月から1.375月へ、0.025月分引き上げられます。

勤勉手当につきましては、年間支給月数を職員で2.0月から2.05月へ0.05月分の引上げ、再任用職員で0.95月から0.975月へ0.025月分引き上げられます。

4ページを御覧ください。

条文では、第1条において、本条例第17条第2項で、本年12月期の期末手当、職員を100分の120から100分の125へ、第3項で再任用職員を100分の67.5から100分の70へ改め、第18条第2項第1号で本年12月期の勤勉手当職員を100分の100から100分の105へ、第2号で再任用職員を100分の47.5から100分の50へ改め、6ページ以降の別表第1、行政職給料表及び別表第2医療職給料表の全部を改正するものであり、公布の日から施行するものであります。

また、4ページ、第2条において、令和6年度以降の期末手当について、第17条第2項で職員を6月期、12月期それぞれ100分の125へ、第3項で再任用職員をそれぞれ100分の68.75へ改め、勤勉手当について、第18条第2項第1号で職員をそれぞれ100分の102.5へ、第2号で再任用職員をそれぞれ100分の48.75へ改めるものであり、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、条例議案集19ページを御覧ください。

議案第66号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について及び21ページ、議案第67号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、改正内容が同じでありますので一括して御説明いたします。

この2件につきましても、令和5年度の人事院勧告に基づく期末手当の改正であり、年間の支給月数を3.25月から3.4月へ0.15月分引き上げるものであります。

22ページを御覧ください。

条文では、第1条で、本条例第4条第1項のただし書中において、令和5年12月期に支給する期末手当を100分の162.5から100分の177.5へ改正し、公布の日から施行するものであります。

第2条では、令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ100分の170へ改正し、令和6年7月1日から施行するものであります。

次に、条例議案集23ページを御覧ください。

議案第68号高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

これまで高千穂町会計年度任用職員に対し、高千穂町職員の給与に関する条例を準用し、期末

手当を支給しておりますが、令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が交付され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項が令和6年4月1日から施行されることに伴い、高千穂町会計年度任用職員へ期末手当を支給するための改正であります。

条文につきましては、第1条で高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に、第15条の2、フルタイム職員の勤勉手当について、第24条の2、パートタイム職員の勤勉手当についてを追加し、高千穂町職員の給与に関する条例の準用により支給するよう改正するものであります。令和6年4月1日から施行するものであります。

また、第2条では、職員の育児休業に関する条例において育児休業をしている職員の期末手当等の支給について所要の改正を行うものであり、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、4、規約変更の議案集3ページを御覧ください。

議案第84号西臼杵広域行政事務組合規約の変更についてであります。

西臼杵3町において長期的に地域の医療提供体制を存続させるため、令和3年10月に西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を発表しております。その基本構想では、西臼杵3公立病院において医療機能の再編を行い、持続可能な医療提供体制を構築し、一部事務組合による経営統合を早期に実現することとしております。これに伴い令和5年4月に西臼杵広域行政事務組合が共同処理する事務に、西臼杵郡内公立病院の統合再編業務に関するものを加え準備を進めてまいりましたが、当初の予定どおり令和6年4月より経営統合を行うため、組合規約中の共同処理する事務及び費用の分担等について所要の変更を行うものであります。

4ページを御覧ください。

条文につきましては、本規約第3条第1項第5号を病院の設置管理及び運営に関することに変更し、第3条の2で病院事業において地方公営企業法の全部を適用する規定を追加するものであります。

また、第8条第1項第6号では、病院事業管理者1名を置くこと、第9条第6項では、病院事業管理者は組合議会の同意を得て管理者が選任することの規定を追加し、別表第2では、病院の設置管理及び運営に関する経費の3町負担割合を前年度の基準財政需要額の病院事業費割に、病院事業に係る公債費の負担割合について、令和6年度以降の事業に係るものは前年度の基準財政需要額の病院事業費割に、令和5年度以前の事業に係るものは各病院の起債残高割と規定するものであり、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、5件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第69号、第76号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 福祉保険課所管の条例改正議案1件、補正予算議案1件につきまして御説明いたします。

議案集 1、条例の 25 ページを御覧ください。

初めに、議案第 69 号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

国民健康保険においては、子育て世帯の負担軽減として、令和 4 年度から未就学児の国保税均等割額の軽減制度を導入しております。国民年金などにおいては、産前産後期間の保険料免除制度があり、厚生労働省は、国民健康保険でも同様の配慮を求める国会での附帯決議を踏まえて、子育て世帯のさらなる経済的負担軽減、次世代育成支援のためを進めることとして、出産する被保険者の産前産後期間相当分の国民健康保険税のうち取得割額、均等割額を軽減することとしました。

26 ページを御覧ください。

今回の改正では、条例第 22 条、保険税の減額に第 3 項を追加し、出産する被保険者の取得割額及び均等割額を出産月の前月から出産月の翌々月までの 4 か月相当分を減額するものであります。

また、双子などの多胎妊娠の場合は、出産月の 3 か月前から 6 か月相当分を減額いたします。減額期間が執行日の令和 6 年 1 月 1 日以後に含まれる場合は減額対象となりますので、令和 5 年 11 月の出産から対象となります。出産翌々月の令和 6 年 1 月分が減額対象となります。

また、減額期間が年度をまたぐ場合は、それぞれの年度で月割賦課し減額することになります。

この減額された分の国保税につきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 を負担し、国保特別会計に補填いたします。

次に、25 条の 3、出産被保険者に係る届出を追加することにつきましては、第 1 項で減額を受けるための届出について、第 2 項で届出に必要な添付書類、第 3 項で届出を出産予定の 6 月前からできることについて、第 4 項で届出の省略についてそれぞれ規定しております。

この改正は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案集 2、補正予算の 47 ページを御覧ください。

議案第 76 号令和 5 年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明いたします。

今回の改正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16 万 3,000 円を増額し、補正後の総額を 18 億 5,292 万 1,000 円とするものであります。

まず 48 ページ、歳入からですが、国民健康保険税 3 万 7,000 円の減につきましては、産前産後期間の保険税減額分であります。

県出資金 149 万 7,000 円の増につきましては、制度改正によるシステム改修に係る特別調整交付金が主なものであります。

財産収入 2 万 7,000 円の増につきましては、国保準備積立基金の運用益基金であります。

繰入金 132万4,000円の減につきましては、げんき荘職員の育休による人件費の繰入金減が主なものであります。

次に、49ページ、歳出であります。総務費 184万6,000円の増につきましては、給料表改定による国保係の人件費と制度改正によるシステム改修委託料であります。

保険事業費 171万の減につきましては、げんき荘職員の育休による人件費の減が主なものであります。

基金積立金 2万7,000円の増につきましては、国保準備積立基金の運用益であります。

諸支出金 20万8,000円の増につきましては、令和4年度実績確定に伴う償還金であります。

予備費 20万8,000円の減につきましては、財源調整による減であります。

51ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管の条例改正議案1件、補正予算議案1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第70号について、企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 企画観光課所管の議案第70号四季見原すこやかの森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

条例議案集の29ページをお開きください。

今回の改正は条例の別表の一部改正です。

30ページをお開きください。

別表の施設使用料のほうにバレルサウナを追加し、1基単位時間当たり大人2人まで8,000円、以後大人1人追加ごとに2,000円と使用料について規定するものでございます。

本条例は、公布の日から施行するものでございます。

バレルサウナにつきましては、四季見原すこやかの森キャンプ場の新たな魅力づくりのために今年10月4日に導入いたしました。10月5日にはマスコミ向けの体験会を行い、多くのメディアに御紹介いただきました。その後もテレビ番組や雑誌等に取材いただいて、すばらしいロケーションで気持ちよく整いましたということで高い評価を頂いております。

今年度のキャンプ場の営業は終了しておりますが、来年度も多くのお客様に利用していただけるようにPR等に努めてまいります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第71号、第77号、第80号、第81号について、上下水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） それでは、上下水道課所管の議案4件について御説明いたします。

初めに、条例改正議案1件についてであります。

議案第71号高千穂町下水道条例の一部改正についてであります。1、条例の議案集31ページを御覧ください。

本条例は、下水道事業についての諸事項を定めた条例であります。宅地内の排水を下水道に接続するために行う宅内排水設備工事は、高千穂町に登録の排水設備指定工事店が行うこととなっており、指定工事店には専属する排水設備工事責任技術者の登録が必要であります。現在、工事指定店の登録有効期間が5年、責任技術者の登録有効期間が4年と更新時期に差が出ているため、今回登録の有効期間を同じ5年に統一させるものであります。

併せて、議案のとおり一部文言の追加修正を行うものであります。詳細につきましては議案集32ページを御覧ください。

次に、補正議案3件についてであります。

初めに、議案第77号令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。2、補正予算の議案集63ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ590万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,214万1,000円とするものであります。

補正の主な理由は、給与の改定、不要見込み委託料の減額、消費税中間申告額の確定などです。

64、65ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず歳入につきまして、繰入金を593万9,000円減額し1,635万9,000円に、財産収入を3万1,000円増額し22万1,000円とするものであります。

一方、歳出につきまして、衛生費を590万8,000円減額し8,000万3,000円とするものであります。詳細につきましては、67ページ以降の事項別明細書を御参照ください。

次に、議案第80号令和5年度高千穂町下水道事業会計補正予算（第2号）であります。同じく2、補正予算の議案集の125ページを御覧ください。

補正の主な理由は、マンホールポンプ、処理場施設等の修繕費の増額、不要見込み額の減額、支払い消費税等の額の増額であります。

今回の補正は、第2条のとおり収益的収入及び支出について、下水道事業費用の営業費用253万9,000円を減額し、営業外費用150万円を増額、特別損失27万1,000円を減額、補正後の下水道事業費用の総額を2億2,634万2,000円とするものであります。

また、第3条のとおり職員給与費は184万1,000円を減額し2,015万9,000円とするものであります。これは期末手当等の原資となる前年度負担分を企業会計以降初年度は特別損失分をもって充てることによる減額であります。詳細につきましては、127ページ以降に

実施計画、予定キャッシュフロー、給与明細等を添付してございますので御参照ください。

次に、議案第81号令和5年度高千穂町水道事業会計補正予算（第1号）であります。同じく2、補正予算の議案集137ページを御覧ください。

補正の主な理由は、給与の改定、水道料金改定に伴う収入の増によるものであります。

今回の補正は、第2条のとおり収益的収入及び支出の収入について水道事業収益の営業収益395万5,000円を増額し、補正後の水道事業収益の総額を1億4,792万1,000円に、支出について水道事業費用の営業費用119万6,000円を増額し、補正後の水道事業費用の総額を1億4,445万8,000円とするものであります。

また、職員給与費は、予算第7条で定めております議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、今回補正第3条のとおり94万6,000円を増額し4,707万円とするものであります。

詳細につきましては、139ページ以降に実施計画、資金計画、給与費明細等を添付してございますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の議案4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第72号、第73号、第74号、第83号について、農地整備課長。

○農地整備課長（江藤 武憲課長） それでは、農地整備課所管の議案4件につきまして御説明させていただきます。

初めに、議案第72号高千穂町小水力発電所の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

タブレット1、条例の33ページを御覧ください。

高千穂町小水力発電所の設置及び管理に関する条例の制定に伴い、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

34ページを御覧ください。

令和元年度から令和5年度にかけて整備を進めてまいりました小水力発電施設整備事業、畑中地区が完成のめどが立ってきたことから、地方自治法第244の2の規定に基づき、高千穂町小水力発電所の設置及び管理に関し必要な事項を定め、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは議会において同意を得なければならないことから、本条例を定めるものでございます。

高千穂町小水力発電所の設置及び管理に関する条例は、第1条で、発電所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。第2条では、設置の目的を定め、第3条では、発電所の名称及び位置を定めております。

名称につきましては、高千穂町畑中小水力発電所とし、位置につきましては、発電所建屋を代表地番としております。

第4条では、第2条の目的達成のための業務を定め、第5条では管理及び運営に関する事項を定めております。第6条では、委任事項を定めております。

附則です。この条例は、公布の日から施行させていただくものであります。

次に、議案第73号高千穂町特別会計設置条例の一部改正について御説明いたします。

同じくタブレット1、条例の35ページを御覧ください。

高千穂町特別会計設置条例の一部改正に伴い、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

36ページを御覧ください。

高千穂町小水力発電施設整備事業の施行に伴い、地方自治法第209条第2項の規定により、高千穂町特別会計設置条例第1条、設置2(4)高千穂町小水力発電事業特別会計を加え、事業の円滑な運営と経理の適正を図るものでございます。

次に、議案第74号高千穂町小水力発電事業基金条例の制定について御説明いたします。

同じく、タブレット1、条例の37ページを御覧ください。

高千穂町小水力発電事業基金条例の制定に伴い、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

38ページを御覧ください。

地方自治法第241条の規定に基づき、本条例を定めるものでございます。

高千穂町小水力発電事業基金条例は、第1条で、小水力発電事業の財源に充てることを目的として基金を設置することを定めております。第2条では、基金に積み立てる額を定め、第3条では、基金の管理方法について定めております。第4条では、基金の運用から生じる運用益の処理を定め、第5条では、基金の処分に関する事項を定めております。第6条では、委任事項を定めております。

附則です。この条例は、公布の日から施行させていただくものであります。

最後に、議案第83号団体営農村地域防災減災事業の施行について御説明いたします。

タブレットは3、事業計画の3ページを御覧ください。

団体営農村地域防災減災事業として、次の事業を実施することについて、土地改良法第96条の2第2号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。

土地改良法第96条の2第2号の規定に、市町村は土地改良事業を行おうとする場合において、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経、事業の計画概要と必要事項を定めることとなっております。

ます。

ここに計画しております上西地区でございますが、用水路改修延長860メートル、事業費2億4,790万、事業期間、令和6年から令和11年度までの6か年で完了する見込みであります。これにつきましては、令和5年度内に事業実施の公告縦覧を行う予定としております。

以上で、農地整備課所管の議案4件についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第75号、第85号について、財政課長。

○財政課長（興相 貴俊課長） それでは、財政課所管の議案第75号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

議案集2、補正予算をお開きください。5ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,548万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を109億7,569万5,000円とし、第2条で地方債補正を行うものであります。

それでは、7ページをお開きください。

まず歳入ですが、環境性能割交付金8万4,000円の増は、旧法による自動車取得税交付金です。

分担金及び交付金130万円の増は、県営中山間地域総合整備事業費分担金等です。

国庫支出金1億27万円の増は、自立支援給付費負担金3,132万5,000円、現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金6,111万1,000円、インバウンド向け観光コンテンツ造成支援事業補助金598万5,000円等となっております。

県支出金4,867万円の増は、自立支援給付費県負担金1,566万2,000円、現年発生林道施設災害復旧事業費補助金3,535万円等となっております。

財産収入480万9,000円の増は、土地売払い収入等です。

寄附金20万円は一般寄附金です。

繰入金1億6,996万8,000円の増は、財政調整基金繰入金1億6,666万円及び地方創生基金繰入金326万6,000円等です。

諸収入181万2,000円の減は、農林水産事業受託事業収入の減等によるものです。

町債7,800万円の減は、道路橋梁整備事業債2,800万円及び農林水産業施設災害復旧事業債3,700万円の減等によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。

最初に、議会費66万4,000円の増は人件費です。

総務費は2,312万9,000円の増です。光ケーブル管理事業1,534万9,000円及び

戸籍住民基本台帳費 1,031万2,000円の増が主なものです。

民生費は9,430万2,000円の増です。介護保険特別会計繰出金1,893万1,000円及び障害福祉費6,603万9,000円の増が主なものです。

衛生費は1,446万9,000円の減です。簡易水道事業会計繰出金593万9,000円の減、新型コロナワクチン接種委託料1,000万円の減が主なものです。

農林水産業費は3,813万2,000円の増です。農地・農業用施設災害復旧工事2,150万円、県営中山間地域総合整備事業費負担金1,040万円、水利施設管理強化事業補助金85万7,000円等となっています。

商工費は1,283万1,000円の増です。観光マスタープラン推進業務委託料588万5,000円、観光コンテンツ制作委託料310万円、観光施設燃料・光熱水費478万円等となっています。

土木費は359万2,000円の減ですが、道路維持費及び道路新設改良費で支出課目の組み替え、河川改良費で687万6,000円の減は、事業計画見直しによる減です。

住宅管理費209万8,000円は、住宅リフォーム補助金の増によるものです。

消防費423万3,000円の減は、消防団ポンプ車が日本消防協会から寄贈されることによる備品購入費の減が主なものです。

教育費660万7,000円の増は、会計年度任用職員人件費の増及びコロナ対策学校保健衛生費67万2,000円が主なものです。

9ページに入ります。

災害復旧費は9,211万8,000円の増です。7月3日の梅雨前線豪雨及び8月10日の台風6号による町道17か所分の災害復旧工事費等を計上しています。

10ページに地方債補正を添付しておりますが、事業の減等による減額となっております。

議案集11ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

次に、議案第85号の工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案集5、請負契約の3ページをお開きください。

今回の工事の入札執行に当たりましては、町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱に基づく指名審査会において指名業者を選定し、11月30日に指名競争入札を行い落札業者を決定し、同日仮契約を締結しましたので、地方自治法及び町条例の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容につきましては、4ページを御覧ください。

契約の目的は、令和5年度過年発生林道施設災害復旧事業、台風14号、その他尾狩線1号箇

所災害復旧工事、工事場所は高千穂町大字向山字猿越でございます。

契約金額は6,490万円、契約の相手方は高千穂町大字三田井6293番地の2、高千穂土木株式会社代表取締役甲斐和幸氏でございます。

以上で議案第85号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第78号、第79号について保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興梠 晶彦所長） それでは、保健福祉総合センター所管の補正予算議案2件について御説明いたします。

初めに、議案第78号令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

議案集は、2、補正予算議案集の77ページからになります。

今回の補正は、介護認定審査会の歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万7,000円を増額し、補正後の予算額を834万7,000円とするものであります。

まず78ページの歳入では、西臼杵3町からの分担金及び負担金を17万7,000円増額しております。

また、79ページの歳出では、介護認定審査会費の事務局費を17万7,000円増額計上しており、人件費の増額に伴うものであります。

81ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第79号高千穂町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。議案集は91ページになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,282万8,000円を追加し、補正後の予算総額を16億3,148万8,000円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ47万1,000円を追加し、補正後の予算総額を1,578万3,000円とするものであります。

補正の内容につきまして御説明いたします。

まず、94ページの事業勘定歳入でございますが、国庫支出金が3,568万7,000円で、支払い基金交付金が3,625万1,000円、県支出金が2,187万円の増額で、それぞれ本年度事業実施見込みによる負担割合に応じた追加交付であります。

次に、財産収入8万9,000円は、介護給付費準備基金利子の計上であります。

また、繰入金1,893万1,000円の増額は、同じく事業実施見込みに伴う一般会計からの繰入金であります。

続きまして、95ページの歳出ですが、総務費が159万8,000円の増額で、総務管理費の中の第9期の事業計画見直しに伴うシステム改修委託料が主なものであります。

保険料給付費の1億3,909万円の増額は、各サービス事業実施見込みに伴うものであります。

次に、地域支援事業費が438万円の減額ですが、通所介護サービス負担金の減額見込みによるものであります。

次に、基金積立ての8万9,000円の増額は、介護給付費準備基金利子積立金としての計上です。

次に、予備費2,458万7,000円の減額は、増額になった事業費との調整によるものであります。

続いて、諸支出金102万3,000円の増は、過年度分保険料払戻し、介護給付費負担金の国庫等への返還金、介護サービス事業勘定への繰出金が主なものであります。

続いて、サービス事業勘定について説明させていただきます。

議案集は112ページからになります。

まず歳入ですが、繰入金が47万1,000円の追加で、保険事業勘定からの繰入れであります。

次に、113ページの歳出ですが、総務費が11万7,000円の増額で、人件費と居宅介護支援サービスに係る研修会負担金、サービス事業で人件費が35万4,000円の増額となっております。

115ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参考にしていただきたいと思います。

以上、保健福祉総合センター所管の補正予算議案2件について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第82号について、病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） 町立病院所管、議案第82号令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

2の補正予算議案集の145ページをお開きください。

今回の補正は、第2条で予算第4条に定めた資本的収支のうち、支出の第1項建設改良費を243万円増額し、補正後の資本的支出の総額を3億7,315万円にするものであります。

内訳につきましては、146ページの予算実施計画補正で御説明いたします。

資本的収入及び支出のうち、支出の建設改良費の有形固定資産購入費243万円を増額するものであります。

147ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、併せて御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 人事案件、議案第86号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、議案第65号から日程第26、議案第86号までの合計22件について説明が終わりました。

なお、ただいま説明が終わりました議案第86号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで議案第86号熟読のため、11時59分まで休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午前11時59分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第26、議案第86号高千穂町教育委員会委員の任命同意についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第86号については討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第86号を採決します。本案の採決は無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に議席番号5番、板倉哲男議員、議席番号6番、磯貝助夫議員、議席番号7番、本願和茂議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、藤田利廣議員から議席番号順に順次投票を願います。

.....

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
11番 工藤 博志議員	12番 富高健一郎議員
13番 富高 友子議員	14番 佐藤 定信議員

.....

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

板倉哲男議員、磯貝助夫議員、本願和茂議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符号しています。

有効投票12票です。有効投票のうち賛成12票。

以上のとおり賛成全員であります。したがって、議案第86号高千穂町教育委員会委員の任命同意については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散

会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立お願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後0時07分散会
